

○うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金交付要綱

(令和5年12月12日告示第68号)

(趣旨)

第1条 この告示は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）に基づき、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、防災、減災対策又は生物多様性に資する環境配慮対策を追加的に実施する取組を支援するとともに、小規模林業等による新たな担い手の確保・育成を図るために必要な経費について、予算の範囲内でうきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、うきは市補助金等交付規則（平成17年うきは市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金交付の対象となる者は、別表第1に掲げるもののほか、市長が認めるものとする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業内容、補助対象経費、補助率及び事業採択の条件は、別表第1に掲げるもののほか、市長が認めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は除く。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた際はこれを切り捨てた額とする。

3 同一事業区分における補助の回数は年度内1回を限度とする。

(交付の申請)

第4条 補助金交付を受けようとする者は、うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書が提出されたときは、当該事業について審査を行い、適当と認められる場合は、予算の範囲内で交付決定を行い、うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。また、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第6条 補助事業者は、第4条による交付申請内容を変更するにあたって、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 補助金申請額の変更

- 2 市長は、前項の規定により必要に応じてうきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金変更承認申請書（様式第3号。以下「変更承認申請書」という。）の提出を補助事業者を求めるものとし、補助事業者は速やかにこれを市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の変更承認申請書が提出されたときは、内容を審査し、適当と認められる場合は、うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(概算払)

第7条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金概算払請求書（様式第5号）により市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の全部又は一部について概算払をするものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、本事業が完了したときは、事業の完了した日から30日を経過した日又は交付決定のあった年度の3月20日のいずれか早い日まで、うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告を受けた場合において、その報告内容が補助金の交付決定の内容及び要件に適合すると認めたときは、うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(関係書類の整備)

第 11 条 補助事業者は、補助金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を活用事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 11 月 5 日告示第 98 号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表第 1 (第 2 条、第 3 条関係)

事業区分	事業概要	補助対象者	補助金率・額	補助対象経費
林業 試行	試行的に林業を実践する取組を支援	①	受入事業体への謝金：6,000 円/日かつ 15 日以内 交通費：実費 上限 5 万円 宿泊費：1/2 以内 上限 5,500 円/日かつ 15 日以内 保険料：実費 上限 500 円/日かつ 15 日以内 研修日当：5,000 円/日かつ 15 日以内	受入事業体への謝金、交通費、宿泊費、保険料、研修日当
林業 移住 支援	林業のため移住する者に対して以下を支援 (1) 市外からの引越し (2) 住居地の確保	②	(1) 2/3 以内 上限 20 万円 (2) 10/10 以内 上限 10 万円 ただし、住宅を購入した場合は上限を 30 万円とする。また、転入から 1 年以内の補助金申請に限る。	(1) 引越し業者依頼料、トラック借料等 (2) 敷金、礼金、仲介手数料、購入費等

資格 等取得	特別講習の受講等を支援	②、 ③	2/3以内 上限5万円/年（3年間限り） ただし、事業体に就業するものは対象外とする。	別表第2に掲げる受講費
装備 取得	安全装備品及び安全機械器具の購入を支援	②、 ③	2/3以内 上限10万円/年（2年間限り） ただし、事業体に就業するものは対象外とする。	別表第3に掲げる安全装備品等の購入費
研修 事業	有識者（経験10年以上等）による現場指導の実施や先進地の視察を支援	②、 ③、 ④、 ⑤	謝金2万円以内/日 旅費5万円以内	旅費、謝金
機械 支援	林業の実施にあたり、必要となる林業機械の購入・レンタルを支援	②、 ③、 ④、 ⑤	1/2以内 上限50万円	別表第4に掲げる機械の借料、補償料、購入費
産業 創出	森林資源を活用した商品・サービスの開発を支援	②、 ③、 ④、 ⑤	1/2以内 上限50万円	設備等購入費、外部委託費等
事業 地確保	森林所有者の探索、交渉、立会いを行い、森林の取得等を行い事業計画を立てる取組を支援	②、 ③、 ④、 ⑤	取得：5万円/1筆 上限50万円。ただし、取得費用を超えないこと。 登記を必須とし、10年以上売買・譲与等を行わず管理する。 山借：1.9万円/1ha 契約書等を必須とする。	定額
皆伐 縮小	皆伐面積を意図的に1ha未満の小規模に抑え、災害発生を抑える取組を支援	②、 ③、 ④、 ⑤	10万円/ha 2ha以上のまとまった個人所有林において皆伐縮小・植栽する場合に限る。ただし、連続した森林における申請は5年以上の期間を設けること。	定額

保残 林業	(1) 主伐時に高木性 広葉樹等を保残する取 組 (胸高直径 10cm 程度 以上を 20 本程度/ha) (2) 除伐、間伐等の 保育時に広葉樹等を残 す取組	②、 ③、 ④、 ⑤	(1) 3 万円 /ha (2) 5 千円/ha	定額
境界 明瞭 化	境界明瞭化のため、森 林所有者又は森林所有 者から委任された者の 立会等により (1) ペンキ、広葉樹 植栽等による目印作成 を支援 (2) 地籍調査標等の 明確化を支援	②、 ③、 ④、 ⑤	(1) 100 円/m 広葉樹植栽は 200 円/本加算 (2) 500 円/地点	定額
広葉 樹植 栽	スギ、ヒノキから広葉 樹に転換する取組等	②、 ③、 ④、 ⑤	20 万円/ha 上限 60 万円	定額
簡易 土留 工	下層植生が 50%以下の 森林において、表面侵 食による保水機能の低 下を抑制するため、簡 易的な土留工の実施を 支援	②、 ③、 ④、 ⑤	簡易筋工:10 万円/ha 簡易木柵工:500 円/m	定額
作業 道防 災機 能強 化	作業道の排水や補強等 に必要な取組を支援 (排水帯の設置、洗越 の設置等)	②、 ③、 ④、 ⑤	1/2 以内 上限 100 万円	人件費、材料 費等
水環 境保 全対 策	(1) チェーンオイル を生分解性オイル等に 切り換える取組 (2) 機械潤滑油を生 分解性オイル等に切り 換える取組 (3) 燃料の流出を防	②、 ③、 ④、 ⑤	(1) 1/2 以内 (チェー ンオイル) (2) 1/2 以内 (機械潤 滑油) (3) 1/2 以内	購入費

	ぐためドラム缶から専用容器に変更する取組を支援			
補助対象者 ①国内に住所を有し、うきは市で林業を志す意志がある者 ②うきは市外の国内に住所を有しており、うきは市に移住してきて、林業に携わる者（林業事業体等への就職又は一人親方として施業を実施する者） ③うきは市内に住所を有する者で、新たに林業に取り組む者（林業事業体等への就職又は一人親方として施業を実施する者） ④うきは市内に住所を有する者で、市内森林において自伐型林業等に取り組む者又は林業従事者 ⑤うきは市内に住所を有する者で、森林所有者から委託を受けて、市内森林で林業を営む者				

別表第2

別表第1の事業区分「資格等取得」

資格名
伐木等の業務に係る特別教育
小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転の業務に係る特別教育
刈払機取扱作業者安全衛生教育
簡易架線集材装置等運転業務特別教育
小型移動式クレーン運転技能講習
はい作業主任者技能講習
玉掛技能講習
林業機械（伐木等機械）運転特別教育
走行集材機械運転業務特別教育
林業機械（簡易架線集材装置等）運転特別教育

別表第3

別表第1の事業区分「装備取得」

1	チェンソー防護ズボン	チェンソー作業時に着用するズボン及びその付属品（サスペンダー、延長ベルト等）	厚生労働省ガイドライン適合品以上
---	------------	--	------------------

2	チェンソー防護チャップス	チェンソー作業時に着用するチャップス	厚生労働省ガイドライン適合品以上
3	チェンソー防護ブーツ	チェンソー作業時に着用するブーツ	厚生労働省ガイドライン適合品以上
4	安全靴	チェンソー作業時以外に使用する履物	厚生労働省ガイドライン適合品以上
5	林業用ヘルメット	作業用ヘルメットとして、バイザー・イヤマフ・アゴ紐がセットになったもの	厚生労働省が定める、飛来・落下物用安全帽（保護帽）の検定合格品
6	林業用手袋	林業向けの手袋	振動軽減機能や耐切創機能を有するもの
7	林業用ジャケット	林業向けのジャケット	高視認性や耐切創機能等の機能を有するもの
8	空調服	熱中症防止のためのファン付ジャケット	
9	その他身体保護具	上記以外で、刃物類から身体を保護する用品（脚絆、腕カバー等）、落下防止器具（安全帯等）	
10	かかり木処理器具	かかり木処理に利用するフェリングレバーや木回しベルト等	
11	チェーンソー	防振機構内蔵型で、かつ、振動及び騒音ができる限り少ないもの	

別表第 4

別表第 1 の事業区分「機械支援」

機械	仕様
グラップル	0.2 クラス程度
バックホウ	0.2 クラス程度
林内作業車	全幅 2000mm 以内
トラック	2 トントラック以内
ポータブルウインチ	
その他	市長が適当と認めたもの

別表第5

別表第1の事業区分「簡易土留工」

工種	規格・施工方法	経費算定基準
簡易筋工	全ての伐採木を対象とし、等高線に平行に横倒しし、極力地面に接するよう並べ置く。切り株や立木に固定し、番線は使用しないこととし、固定できない場合は、現地発生材を加工した杭木を打ち込み固定する。また、横木と地面の間に隙間が生じる場合は、現地発生材の枝葉を詰める。	間伐実施面積（ha）
簡易木柵工	横木の長さ2m以上、高さ30cm以上とし、切り株や現地発生材を使用した杭木に番線で固定する。	延長（m）

様式第1号(第4条関係)

うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金交付申請書
[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金交付決定通知書
[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金変更承認申請書
[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金変更交付決定通知書
[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金概算払請求書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金実績報告書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

うきは市防災・環境保全・小規模林業支援事業補助金額確定通知書
[別紙参照]